

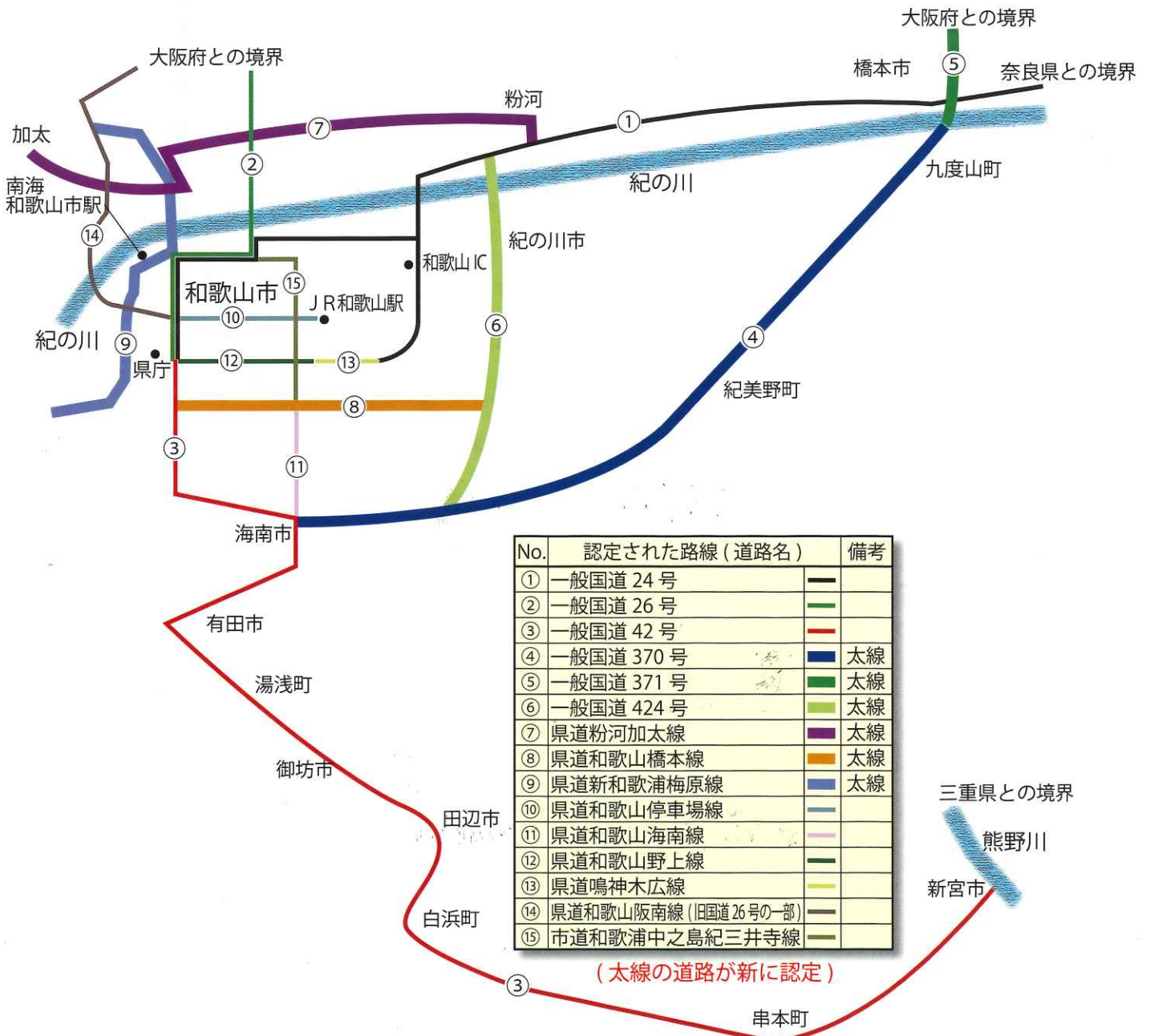
< 認定路線のお知らせ >

和歌山県公安委員会認定

交通誘導警備業務に係る検定合格警備員の配置が必要な路線

県内の認定路線の概要 (略図)

【詳しくは裏面】



お問い合わせは

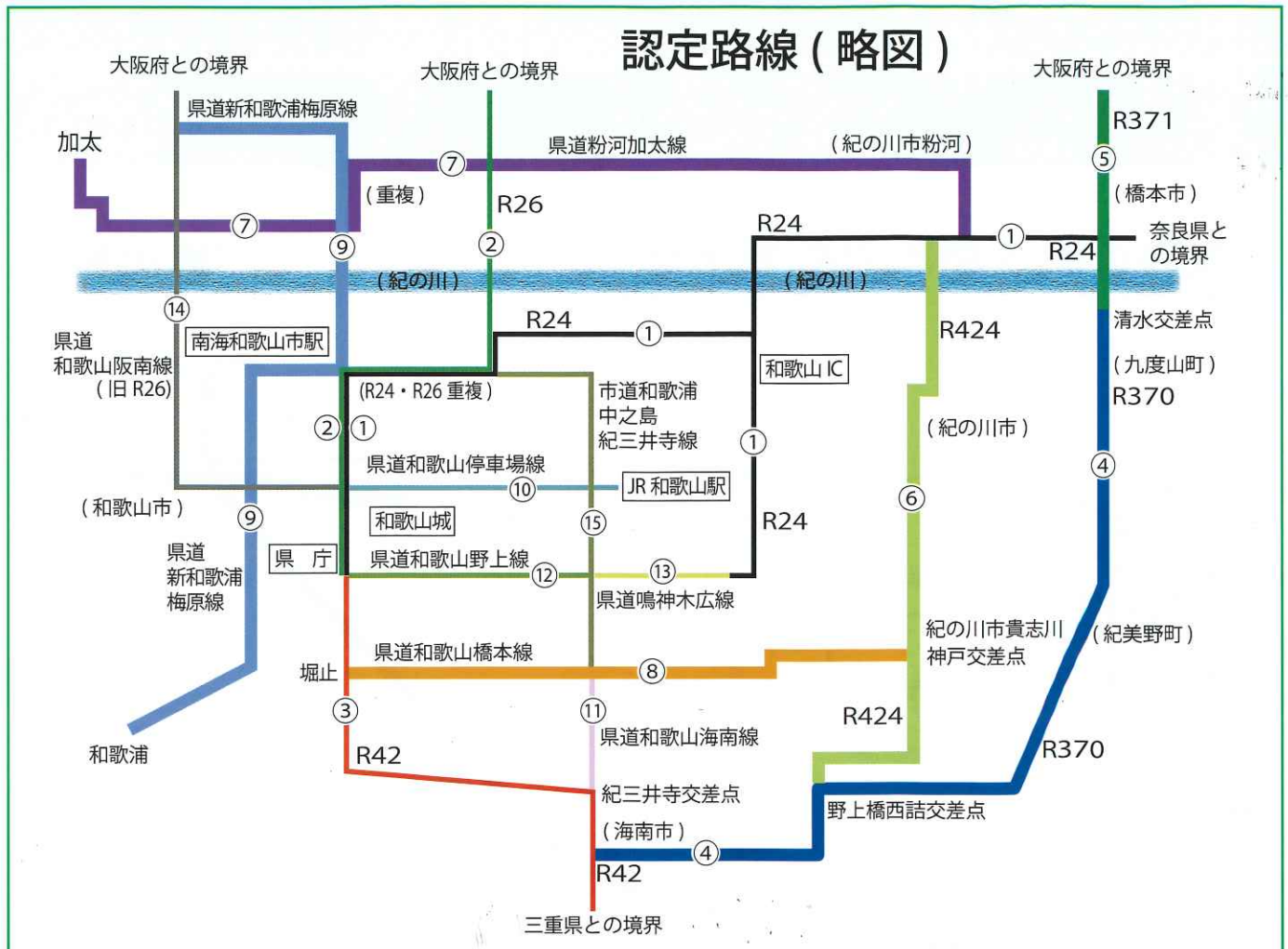


11月1日は警備の日

一般社団法人 和歌山県警備業協会

和歌山市西汀丁36 和歌山商工会議所2F
TEL 073-432-3694 FAX 073-432-8720

< 県内の認定路線 >



和歌山県公安委員会告示第 47 号により、警備員等の検定等に関する規則 (平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号) 第 2 条の表 6 の項の上欄に規定する和歌山県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務は、下の表の左欄にか掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行う交通誘導警備業務として、平成 30 年 4 月 1 日から適用することになりましたので適切に運用して下さい。

No.	路線 (道路名)	区間
①	一般国道 24 号 (R24)	和歌山県の全域
②	一般国道 26 号 (R26)	和歌山県の全域
③	一般国道 42 号 (R42)	和歌山県の全域
④	一般国道 370 号 (R370)	和歌山県の全域 (一般国道 24 号との重用区間を除く。)
⑤	一般国道 371 号 (R371)	橋本市柱本 (府県境) から同市清水 212 番 1 地先まで
⑥	一般国道 424 号 (R424)	紀の川市打田 588 番 4 地先から海南市沖野々 30 番 3 地先まで
⑦	県道粉河加太線	全域
⑧	県道和歌山橋本線	和歌山市堀止東一丁目 2 番 33 地先から紀の川市貴志川町神戸 437 番 1 地先まで
⑨	県道新和歌浦梅原線	全域 (県道粉河加太線との重用区間を除く)
⑩	県道和歌山停車場線	全域
⑪	県道和歌山海南線	和歌山市手平三丁目 6 番 25 地先から同市紀三井寺 756 番 1 地先まで
⑫	県道和歌山野上線	和歌山市雑賀屋町東ノ丁 71 番地先から同市田中町五丁目 1 番 10 地先まで
⑬	県道鳴神木広線	和歌山市田中町五丁目 1 番 10 地先から同市鳴神 1010 番 11 地先まで
⑭	県道和歌山阪南線	全域 (旧国道 26 号の一部)
⑮	和歌山市道と和歌浦中之島紀三井寺線	和歌山市元寺町四丁目 17 番地先から同市手平三丁目 6 番 25 地先まで

上記により、適用日以降、認定された路線において交通誘導警備業務を行う場合は、交通誘導警備業務に係る 1 級検定合格警備員又は 2 級検定合格警備員を、当該業務を行う場所ごとに、一人以上配置して実施しなければなりません。